

2 労(産)第 65 号
令和 2 年 7 月 7 日

愛媛県商工会議所連合会
愛媛県商工会連合会
愛媛県中小企業団体中央会
愛媛経済同友会
愛媛県経営者協会
一般社団法人愛媛県法人会連合会
愛媛県中小企業家同友会
愛媛県社会保険労務士会
公益社団法人えひめ産業振興財団

御中

愛媛県経済労働部産業雇用局
労政雇用課産業人材室長
(公印省略)

「愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金」
の制度改正について

県行政の推進につきましては、日頃より格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、愛媛労働局長より「雇用調整助成金」又は「緊急雇用安定助成金」の支給決定を受けた県内事業主の方を対象に、「愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金」を上乗せ助成することで、雇用の維持・安定を図ることとしております。

今回、国の制度拡充をうけ、県の助成制度も拡充することとし、雇用調整助成金等の日額上限の引き上げ（8,330 円→15,000 円）に対応した上乗せ助成を行うとともに、一事業所当たり 100 万円だった支給上限額を、年間 180 万円に引き上げることとしたのでお知らせします。なお、解雇等を行わない中小企業は、緊急対応期間（4 月 1 日～9 月 30 日）の間は、国の支給率が 10 分の 10 に引き上げられることから、県の上乗せ助成の対象外としております。

つきましては、周知用チラシを作成いたしましたので、参考までにお送りいたします。



【担 当】

産業人材室 産業人材グループ 近藤

TEL : 089-912-2505

FAX : 089-912-2508

e-mail : sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp